ご利用ください！

勤労者住宅資金貸付制度

町では勤労者の住宅取得を支援するため、町内に居住、または居住しようとする方を対象に、住宅の新築や増改築、宅地の取得等を行う際の資金貸付を行います。制度の概要は次のとおりです。

対象／次の①～⑤の要件をすべて満たす方
①町内に居住しているか、または居住しようとする方
②同一事業所に2年以上引き続き勤務している方
③20歳以上55歳以下の方
④返済しながら生活に支障のない方
⑤町税を完納している方

資金の用途／利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買い取りをするための資金に限ります。

貸付の条件／

貸付金額	1,000万円以内（無担保は500万円以内）
貸付利率	変動金利1.865％（無担保は2.20％固定） ※金利情勢により変更になる場合があります。変更となった場合、実際の融資金利は申し込み時点ではなく、借入時点の金利が適用されます。
貸付期間	25年以内（無担保は10年以内）
償還方法	元利均等月賦返済（ボーナス併用返済、繰上償還可）
担　保	資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。ただし、住宅金融支援機構等の公的機関との併用の場合は第2位順位以下でも可能です（住宅金融支援機構フラット35も取り扱います）。
保　証	一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証が必要です。 ※金利とは別に、次の保証料が必要です。 ・有担保0.24％（月次後払い方式） ・無担保0.73％（一括前払い方式）
手数料	取扱金融機関所定の手数料が必要です。

※中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

借り入れ手続き

町 → ①申し込み(本人、または家族) → 申込者
申込者 → ②資格決定通知 → 町
申込者 → ③通知後3カ月以内に窓口で手続き → 金融機関（中央労働金庫深谷支店）

問い合わせ／商業観光振興課(☎581･2121内線442)へ。

ご活用ください！

小規模事業者持続化補助金

県商工会連合会では、小規模事業者が町商工会と一体となって販路開拓に取り組む際、費用の3分の2を補助する「小規模事業者持続化補助金」を実施します。概要については、次のとおりです。

対象／町内に店舗、工場、または事業所を有し、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は5人以下）の事業者（ただし、創業予定者は対象外）

取組例／①販促用チラシの作成・配布、②販促用PR（新聞広告・WEB広告等）、③商談会・見本市への出展、④店舗改装、⑤商品パッケージ（包装）の改良、⑥ネット販売システムの構築、⑦移動販売・出張販売、⑧新商品の開発、⑨景品や販促品等の製造・調達　など

補助上限額／50万円（ただし、雇用を増加させる取組については100万円を補助上限額とします）

募集期限／5月27日（火）午後5時

その他／申請に際して、商工会による事前確認が必要となります。

問い合わせ／商工会(☎581･2161)へ。

ご利用ください！

住宅改修資金補助制度

町では、地域経済の活性化と町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助しています。今年度の申込受付は、5月7日(水)から開始し、補助枠がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。制度の概要については次のとおりです。

対象／次の①～④の要件をすべて満たす方
①町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方
②対象となる住宅を町内に所有し、かつ居住されている方
※やむを得ない理由があるときは、当該住宅に居住する者に代えることができます。
③町税、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方
④対象となる改修工事について、町等で実施している次の補助制度と重複する申請をしていない方
・『介護保険法』に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修
・寄居町重度障害者居宅改善整備費補助金
・寄居町障害者日常生活用具給付等事業
・寄居町浄化槽設置整備事業補助金
・寄居町住宅用太陽光発電システム設置費補助金
・寄居町エコハウス推進事業補助金

対象となる住宅／次のいずれかの建築物
①個人住宅（自己の居住用の建築物）
②併用住宅（個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ）
③集合住宅（アパート等の所有者の自己居住部分のみ）

対象工事／
町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上（消費税および地方消費税を除く）で毎年2月末日までに完了する住宅改修工事です。**なお、補助金交付決定後30日以内に着工できる工事が対象となります。**

主な改修工事例／
・屋根や外壁の改修や塗装
・部屋の防音や断熱工事
・手すり設置や段差解消工事
・間取りの変更工事
・床、内壁、壁紙、天井等の改修
・浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事
・耐震改修を目的とした工事

対象外の工事／
住宅の新築や建替え工事、カーテン・畳・じゅうたん、襖（ふすま）・障子・サッシ・建具、給湯器等の単体製品の交換、家具や電気製品の購入費用、公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事、門や塀などの構築物や車庫・物置等の改修は対象となりません。
なお、対象工事であっても、補助金交付決定以前に着手した工事は対象となりませんので、工期には十分注意してください。

補助金の額／
改修工事に要した費用のうち、10％に相当する金額（千円未満は切り捨て）とし、20万円を上限とします。

申請に必要な添付書類／①～③については【　】内の課で申請してください。
①住民票の写し【町民課】
②当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書【税務課】
③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類【税務課･上下水道課】
④類似補助制度の申請状況調査同意書
⑤当該住宅の案内図
⑥改修工事箇所の図面
⑦改修工事の見積書の写し（工事費内訳を明示したもの）
⑧改修工事施工前の現場写真

問い合わせ／商業観光振興課(☎581･2121内線441)へ。